

令和7年第12回定例教育委員会会議

日 時 令和7年12月18日（木）
午後1時30分から

場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 報告事項

- (1) 富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について
- (2) その他
 - ・令和8年富士見市二十歳式について
 - ・特別公開展示「鶴馬の地名にちなむ掛け軸」について

報告事項（1）資料

富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年規則第32号）新旧対照表

新						旧					
別表第1（第4条関係）						別表第1（第4条関係）					
月分	納期限	学校給食費の額				月分	納期限	学校給食費の額			
		小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部			小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部
4月分	5月末日	一律5,100	一律6,100	一律5,600	一律6,500	4月分	5月末日	一律4,300	一律5,100	一律4,800	一律5,600
5月分	6月末日	円	円	円	円	5月分	6月末日	円	円	円	円
6月分	7月末日					6月分	7月末日				
7月分	8月末日					7月分	8月末日				
8月・9月分	9月末日					8月・9月分	9月末日				
10月分	10月末日					10月分	10月末日				
11月分	11月末日					11月分	11月末日				
12月分	12月25日					12月分	12月25日				
1月分	1月末日					1月分	1月末日				
2月分	2月末日					2月分	2月末日				
3月分	3月末日					3月分	3月末日				
別表第2（第4条関係）						別表第2（第4条関係）					
1回当たりの学校給食費の額		小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部	1回当たりの学校給食費の額		小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部
		290円	350円	330円	380円			250円	300円	280円	320円

別表第3（第5条関係）

区分	控除する学校給食費の額					
	飲用の牛乳を摂取することができない場合		パン・麺を摂取することができない場合		飲料を除く学校給食等を摂取することができない場合	
	月分	1回	月分	1回	月分	1回
小学校	1, 100円	60円	500円	30円	4, 000円	230円
中学校	1, 100円	60円	500円	30円	5, 000円	290円
特別支援学校 小学部	1, 100円	60円	300円	20円	4, 500円	270円
特別支援学校 中学部・高等部	1, 100円	60円	300円	20円	5, 400円	320円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第3（第5条関係）

区分	控除する学校給食費の額					
	飲用の牛乳を摂取することができない場合		パン・麺を摂取することができない場合		飲料を除く学校給食等を摂取することができない場合	
	月分	1回	月分	1回	月分	1回
小学校	800円	50円	400円	20円	3, 500円	200円
中学校	800円	50円	400円	20円	4, 300円	250円
特別支援学校 小学部	800円	50円	200円	10円	4, 000円	230円
特別支援学校 中学部・高等部	800円	50円	200円	10円	4, 800円	270円

報告事項（2）資料

その他

- ・令和8年富士見市二十歳式について
- ・特別公開展示「鶴馬の地名にちなむ掛け軸」について